別添

催し物名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿における火災予防上必要な業務に関する計画書

年　　月　　日作成

第１　目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、主催者の指導の及ぶ当該催しの関係者及び露店等の関係者すべての者を対象とする。

第２　主催者の責務

当該催しの主催者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、管理・監督的立場にある者を防火担当者として定め、本計画を作成させなければならない。

主催者は、本計画に基づく火災予防上必要な業務を防火担当者に実施させなければならない。

第３　防火担当者の選任及び責務

当該催しの防火担当者は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

防火担当者は、本計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を実施しなければならない。

第４　催し開催における事前確認

（１）　防火担当者は、事前確認担当者を定め露店等関係者と連絡を取り、次の各号の事項を協議する。

（２）　事前確認担当者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

（３）　事前に対象火気器具等、携帯発電機及び危険物を使用する露店等を確認する。

（４）　事前に把握した対象火気器具等に対する消火器の準備を計画する。

（５）　対象火気器具等、携帯発電機及び危険物を使用する露店等の情報を事前に確認した際には、対象火気器具等、携帯発電機及び危険物と客席等（露店等の側方及び後方での客溜りスペースを含む。以下同じ。）の間隔をおおむね３ｍ以上離し、火災予防上の安全に配慮した会場配置とする。

（６）　携帯発電機を使用する際には、事前に十分な給油をする。やむを得ず給油が必要なことが考えられる場合は、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれがなく、対象火気器具等と客席等からおおむね５ｍ以上離れた場所を給油場所として事前に設定する。

（７）　危険物容器は、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管する。

（８）　当該催しにおける遵守事項（別記）を露店等関係者に配布し、周知徹底を図る。

第５　催し当日における安全対策

（１）　防火担当者は、当日確認担当者を定め、事前に得た対象火気器具等、携帯発電機及び危険物の情報と当日の状況を巡回により確認し、異なる場合は指導に努める。

（２）　当日確認担当者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

（３）　対象火気器具等及び携帯発電機を使用する際には消火器を設置する。

（４）　対象火気器具等や携帯発電機を使用する際には、客席等との間隔をおおむね３ｍ以上確保する。

（５）　給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれがなく、客席等からおおむね５ｍ以上離れた給油場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで給油する。

（６）　給油その他の事由で、露店等関係者が対象火気器具等を使用した状態でその場を離れないように周知する。

第６　火災発生時の消火・通報・避難誘導体制

主催者＿[＿＿＿＿＿＿＿＿＿]＿　　防火担当者の代行者

防火担当者[＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿]＿　　[＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿]

露店等関係者代表[＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿]

初期消火担当	①露店等関係担当者 [　　] ②実行委員会担当者 [　　] [　　]	火災発生時の任務	(1)　初期消火は、露店等関係者が行うことを基本とする。 (2)　担当①、②は付近の消火器を現場へ持ち運び、初期消火にあたる。 (3)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
通報連絡担当	①露店等関係担当者 [　　] ②実行委員会担当者 [　　] [　　]		(1)　119 番通報は、露店等関係者が行うことを基本としたうえで、担当①は状況を確認し 119 番通報及び到着した消防隊への情報提供を行う。 (2)　担当②は、本部へ報告し、関係先への連絡にあたる。 (3)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
避難誘導担当	①露店等関係担当者 [　　] ②実行委員会担当者 [　　] [　　]		(1)　避難誘導は、露店等関係者が行うことを基本とする。 (2)　担当①は、出火、爆発場所に観客を近づけないよう避難誘導する。 (3)　担当②は、警察及び警備会社に避難誘導の協力を依頼する。 (4)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第７　関係機関への連絡

（１）　計画に変更が生じた際には必ず関係機関に連絡する。

（２）　防火担当者は、消防との事前協議担当者を定め事前に協議する。

消防担当者　[　　]

（３）　防火担当者は、警察との事前協議担当者を定め事前に協議する。

警察担当者　[　　]

（４）　防火担当者は、警備会社との事前協議者を定め事前に協議する。

警備担当者　[　　]

（５）　連絡先一覧

催し当日の警備に際する連絡手段を以下に定める。

主催者	[	TEL：　　]
防火担当者	[	TEL：　　]
露店等関係者代表	[	TEL：　　]
消防機関	[	TEL：　　]
警察機関	[	TEL：　　]
警備会社	[	TEL：　　]
その他	[	TEL：　　]

第８　配置状況

（露店等、対象火気器具等、消火器、携帯発電機、危険物等の配置状況）

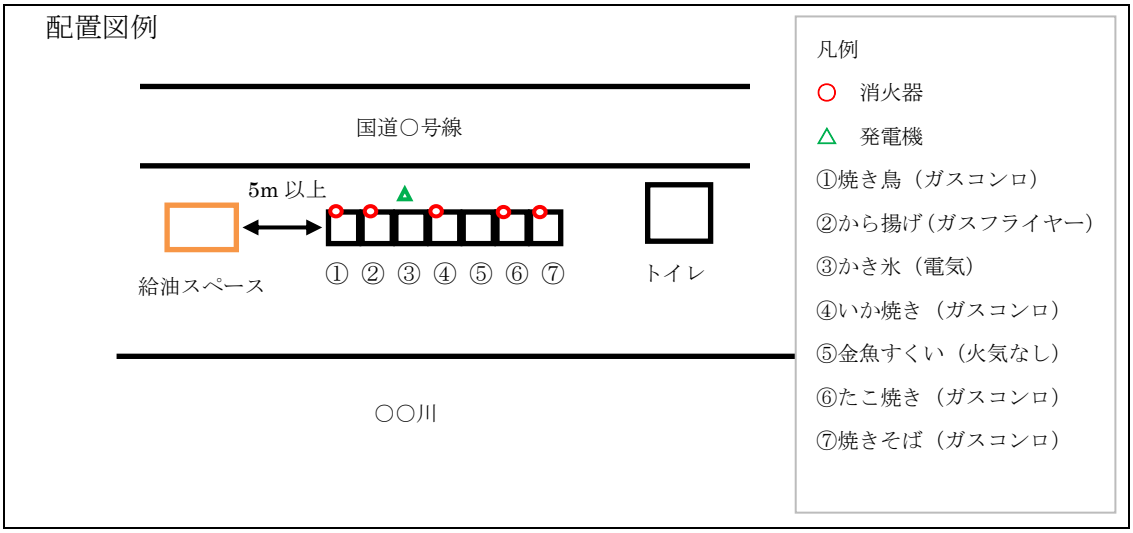

※１　対象火気器具等とは、移動や持ち運びができる液体・固体気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具のことをいう。

（例：移動式ストーブ、調理用器具、移動式コンロ、携帯発電機、電気コンロ、電気レンジ、ＩＨ調理器、電気天火（オーブン）、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気温水器等）

※２　危険物とは、消防法別表第１に掲げるものをいう。

（例：ガソリン、軽油、灯油、アルコール等）